

岩手県告示第545号

県勢功労者顕彰規則（昭和55年岩手県規則第8号）第2条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の模範となるものを、平成28年5月25日次のとおり顕彰した。

平成28年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	功 勞
桑島 博	社会福祉従事者の養成や社会福祉事業者への経営支援等に努め、社会福祉の増進に尽力するとともに、本県社会福祉行政の推進に貢献された。
鈴木 長壽	農業災害補償制度の普及発展に努め、本県農業者の経営安定化に尽力するとともに、県下農業共済組合の広域合併の推進に貢献された。
内川 晋	地場企業の生産性向上やものづくり力強化に尽力するとともに、本県産業振興施策の推進に貢献された。
村田 千代	看護職員の資質の向上と基礎看護教育の充実に努め、保健医療の充実に尽力するとともに、本県保健医療施策の推進に貢献された。